

農業経営の下限面積5反(50a)要件の一部地域での緩和について

農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権移転（売買、贈与等）または権利の設定（賃貸借等）を許可する要件の一つに、譲受人（借人）は、申請地を含めた農業経営面積が50a(=5000㎡)以上必要です。

平成30年2月9日に招集した栗東市農業委員会総会において、著しく農地の減少がみられる地域の農地の権利移動等を円滑にし、農業経営ができるよう、農地法第3条第2項第5号の規定により、次のとおり栗東市における別段面積を設定し、下限面積の要件を緩和しました。

栗東市における農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段面積

別段面積を設定する地区名	別段面積の基準別(則17条)	別段面積(単位:a)	設定面積変更日
坊袋、川辺、安養寺一～八丁目、上鉤、下鉤、小柿、中沢、手原一～五・七・八丁目、大橋一・四～七丁目、縶、苅原、笠川、靈仙寺一・二・六丁目、小平井	1項	30a	H30.4.1

告示日：平成30年2月9日

平成30年4月1日申請分から適用。